

資料 2

論 点 等 説 明 シ ー ト

目次

①	医療提供体制施設整備交付金	1
②	難病特別対策推進事業	5
③	医療機器審査体制基盤強化費（審査事業）	7
④	診療報酬体系見直し後の評価等に係る調査に必要な経費（入院医療等の評価に関する調査研究）	9
⑤	輸入食品の検査に必要な事業	11
⑥	地域支援事業交付金	13
⑦	低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減措置事業	15
⑧	20歳到達者に係る国民年金加入勧奨事業	17
⑨	生涯を通じた女性の健康支援事業	19
⑩	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（うちひきこもり対策推進事業）	21
⑪	障害者芸術文化活動普及支援事業	23
⑫	職場における化学物質管理に関する総合対策	25
⑬	長期療養者就職支援対策費	27
⑭	トライアル雇用助成金事業（一般トライアルコース）	29
⑮	幅広い職種を対象とした職務分析に基づいた包括的な職業能力評価制度の整備	31
⑯	両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）	33
（EBPMの試行的実践分）		
⑰	医薬品等産業振興費	35
⑱	機械等の災害防止対策費	43

論点等説明シート

事業名	医療提供体制施設整備交付金					
予算の状況 (単位:百万円)		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度要求
	予算額(補正後)	4,317	2,955	5,193	3,242	/
	執行額	3,247	3,069	3,880	/	/
	執行率	75%	104%	75%	/	/

事業についての論点等

(事業の概要)

医療提供体制の強化を図るため、都道府県が策定する「医療計画に基づく事業計画」に基づく救急医療施設や周産期医療施設等の施設整備に必要な経費を都道府県に対して交付する。

【補助先】日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会(☆印)、民間事業者(★印)

【調整率】0.5、0.33

交付金対象事業区分 (31事業)		
休日夜間急患センター ☆★	不足病床地区病院☆	医療施設耐震整備★
病院群輪番制病院及び共同利用型病院 ☆★	基幹災害拠点病院☆★	アスベスト除去等整備 ☆★
	地域災害拠点病院 ☆★	特定地域病院 ☆
救急ヘリポート ☆★	医療施設近代化施設 ☆★	地震防災対策医療施設耐震整備 ☆★
(地域)救命救急センター ☆★	腎移植施設 ☆★	共同利用施設(開放型病棟等)★
小児救急医療拠点病院 ☆★	特殊病室施設 ☆★	医療機器管理室★
小児初期救急センター施設 ☆★	肝移植施設 ☆★	地球温暖化対策 ☆★
小児集中治療室 ☆★	治験施設★	病児・病後児保育施設 ☆★
小児医療施設 ☆★	南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業 ☆★	ヘリポート周辺施設整備 ☆★
周産期医療施設 ☆★	地域療育支援施設 ☆★	内視鏡施設訓練★
地域拠点歯科診療所施設 ☆★	看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設 ☆★	

(論点)

執行状況や地域における施設の整備状況等から各事業の有効性・継続の必要性を精査し、高い政策効果を実現するために必要な支援のあり方(事業内容の整理・重点化)を検討するべきではないか。

(別表)各事業の概要および執行実績(平成27～29年度)

各事業の概要および執行実績(平成27～29年度)

事業名	事業概要	執行実績 (千円)		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
休日夜間急患センター施設整備事業	休日及び夜間の診療を行う休日夜間急患センターの施設整備を行う。	9,382	26,627	13,686
病院群輪番制病院及び共同利用型病院施設整備事業	休日及び夜間における入院治療を必要とする重傷救急患者の医療を担う、病院群輪番制病院及び共同利用型病院等の施設整備を行う。	7,337	30,190	47,390
救急ヘリポート周辺施設整備事業	第二次救急医療機関のヘリポート設置に係る施設整備を行う。	0	10,626	0
ヘリポート周辺施設整備事業	ドクターヘリの格納庫、給油施設及び融雪施設設置に係る施設整備を行う。	0	61,693	73,667
救命救急センター施設整備事業	重傷及び複数の診療科領域にわたるすべての重篤な救急患者を24時間体制で受け入れる救命救急センターの施設整備を行う。	123,213	77,539	129,659
小児救急医療拠点病院施設整備事業	広域(原則複数の二次医療機関)を対象に小児重症救急患者を受け入れる小児救急医療拠点病院の施設整備を行う。	0	275	1,131
小児初期救急センター施設整備事業	小児救急医療を支援する二次救急病院と連携し、休日夜間に小児患者を診療する小児初期救急センターの施設整備を行う。	0	0	0
小児集中治療室施設整備事業	小児重症患者に適切な医療を提供する小児集中治療室の施設整備を行う。	3,675	774	1,448
小児医療施設整備事業	小児疾患、新生児疾患の診断、治療を行う医療施設の施設整備を行う。	86,800	17,929	77,564
周産期医療施設整備事業	切迫早産、前期破水等母体疾患又は胎児疾患等により搬送された母体、胎児の集中治療等を行う周産期医療施設の施設整備を行う。	15,360	8,689	60,907
地域療育支援施設整備事業	長期入院児が円滑に在宅医療等へ移行できるよう訓練等を行う地域療育支援施設の施設整備を行う。	0	0	0
共同利用施設整備事業	地域の医療機関相互の密接な連携と機能分担の促進、医療資源の効率的活用を図るため、地域の中心的な医療機関として位置づけられた共同利用施設の施設整備を行う。	0	0	0
医療施設近代化施設整備事業	患者の療養環境、医療従事者の職場環境、衛生環境等の改善等のため、医療機関の施設整備を行う。	1,733,093	1,662,079	1,532,473
不足病床地区病院施設整備事業	療養病床及び一般病床不足地区における病院の施設整備を行う。	0	0	0
基幹災害拠点病院施設整備事業	災害医療支援機能を有し、24時間対応可能な基幹災害拠点病院の施設整備を行う。	28,015	10,920	18,219

事業名	事業概要	執行実績 (千円)		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域災害拠点病院施設整備事業	災害医療支援機能を有し、24時間対応可能な地域災害拠点病院の施設整備を行う。	189,654	132,837	252,640
腎移植施設施設整備事業	腎移植の実施に必要な無菌手術室の施設整備を行う。	0	0	0
特殊病室施設整備事業	骨髄移植の実施に必要な無菌室の施設整備を行う。	0	3,289	0
肝移植施設施設整備事業	肝移植の実施に必要な無菌手術室の施設整備を行う。	0	0	0
治験施設施設整備事業	治験施設における治験専門外来や治験管理部門の施設整備する。	0	211	2,636
病児・病後児保育施設施設整備事業	病児・病後児を一時的に保育するための施設の施設整備を行う。	1,903	0	0
特定地域病院施設整備事業	大規模地震対策特別措置法規定に基づき地震防災対策強化地域に指定された地域に所在する病院について、耐震診断の結果、改築又は補強が必要と認められる診療棟又は病棟の施設整備を行う。	0	0	0
地域防災対策医療施設耐震整備事業	地震防災対策又は土砂災害の防止のための対策の強化・推進を図るため、医療施設の耐震化又は補強等に係る施設整備を行う。	0	0	0
医療施設等耐震整備事業	地震発生時において適切な医療提供体制の維持を図るため、医療施設等の耐震化又は補強等に係る施設整備を行う。	841,165	941,165	1,431,095
南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業	「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づき市町村長が作成する、「津波避難対策緊急事業計画」に記載された施設の新築等に係る施設整備を行う。	0	0	0
アスベスト除去等整備事業	アスベスト等のばく露のおそれがある場所について、除去、囲い込み、封じ込め等の措置を行う。	0	962	795
医療機器管理室施設整備事業	医療機関において、医療機器に係る評価・選定、保守管理、廃棄までの一貫した管理を行う医療機器管理室の施設整備を行う。	2,530	6,003	2,591
地球温暖化対策施設整備事業	地球温暖化対策の取り組みを推進するため病院等の施設整備を行う。	205,232	77,394	234,053
内視鏡訓練施設施設整備事業	腹腔鏡下における内視鏡手術に関する研修を行う内視鏡訓練施設の施設整備を行う。	0	0	0
地域拠点歯科診療所施設整備事業 (30年度新規)	各地域に必要な歯科医療の提供(障害者等の受け入れを含む)に対応できる拠点歯科診療所の施設整備を行う。	—	—	—
看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業 (30年度新規)	保健師助産師看護師法に基づき特定行為研修を行う指定研修機関等の施設整備を行う。	—	—	—

論点等説明シート

事業名	難病特別対策推進事業					
予算の状況 (単位:百万円)		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度要求
	予算額(補正後)	581	732	806	910	/
	執行額	467	547	665	/	/
	執行率	80%	75%	83%	/	/

事業についての論点等

(事業の概要)

予算事業である「難病特別対策推進事業」として、在宅療養支援、地域連携・情報共有等を行うとともに、難病の患者に対する医療等に関する法律第28条に基づく「療養生活環境整備事業」として、難病患者やその家族等に対する相談支援、在宅療養患者に対する訪問看護等を行う。

【補助対象事業】

① 難病特別対策推進事業

- ア 難病患者地域支援対策推進事業 124百万円(122百万円)
実施主体:都道府県、指定都市、政令市及び特別区(補助率:1/2)
- イ 神経難病患者在宅医療支援事業 14百万円(7百万円)
実施主体:都道府県、独立行政法人(補助率:1/2(独立行政法人は10/10))

② 療養生活環境整備事業 実施主体:都道府県及び指定都市(補助率:1/2)

- ア 難病相談支援センター事業 621百万円(528百万円)
- イ 難病患者等ホームヘルパー養成研修事業 10百万円(10百万円)
- ウ 在宅人工呼吸器使用患者訪問支援事業 140百万円(140百万円)

(論点)

①難病特別対策推進事業と療養生活環境整備事業で重複していると考えられる事業内容について整理統合を行うなど見直しを行い、予算の重点化・効率化を図るべきではないか。

②成果目標が「難病相談支援センターにおける相談数」となっているが、政策目的に照らして適切な成果目標を設定し、事業内容が成果目標の達成にどの程度寄与しているか検証するべきではないか。

※ 成果目標及び成果実績

定量的な成果目標		27年度	28年度	29年度
前年度の難病相談支援センターにおける相談数	成果実績(件)	119,721	115,993	集計中
	目標値(件)	129,540	119,721	115,993
	達成度(%)	92	97	集計中

論点等説明シート

事業名	医療機器審査体制基盤強化費(審査事業)					
予算の状況 (単位:百万円)		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度要求
	予算額(補正後)	142	107	110	104	/
	執行額	65	68	64	/	/
	執行率	46%	64%	58%	/	/

事業についての論点等

(事業の概要)

医療機器の特性に応じた適切な審査を迅速に行うことができるよう、審査時に用いる技術評価指標の作成や中小・ベンチャー企業が行う革新的医療機器等に係る相談・申請手数料の減免措置等を実施し、医療機器審査体制の基盤強化を図る。

実施主体:①②③④⑤⑥国、②⑦⑧医薬品医療機器総合機構(補助率10/10)

- ①次世代医療機器審査指標等整備費 30年度予算額:38百万円(29年度予算額:38百万円)
- ②医療機器承認促進事業費 17百万円(17百万円)
- ③新医療機器使用要件等基準策定費 18百万円(18百万円)
- ④医療機器国際共同開発・承認促進事業費 4百万円(10百万円)
- ⑤医療機器国際会議費 2百万円(2百万円)
- ⑥体外診断薬国際会議費 2百万円(2百万円)
- ⑦革新的医療機器相談承認申請支援事業費 15百万円(15百万円)
- ⑧軽微変更届出等の届出内容確認業務の体制整備事業 9百万円(9百万円)

(論点)

- ①平成26年度公開プロセスを踏まえた事業見直しの効果を検証し、さらなる改善が図れないか検討するべきではないか。
- ②改めて不用が生じている要因を分析し、事業の整理合理化や執行方法の見直しを図るべきではないか。
- ③活動実績が年々減少しているため、各事業が活動実績の向上に結びついているか検証するべきではないか。

【参考】平成29年度の事業別執行実績

	予算額 (百万円)	執行額 (百万円)	執行率 (%)
①	38	36	95.8%
②	17	6	35.5%
③	18	4	22.1%
④	10	5	49.3%
⑤	2	3	196.5%
⑥	2	0	0.0%
⑦	15	1	6.7%
⑧	9	9	96.9%
合計	110	64	58.1%

※執行額・執行率は暫定

※※⑤及び⑥の事業については、医療機器と体診について明確に区分された会議が少なく、執行額は医療機器側の⑤に計上しているため、⑥の執行額が0となる。31年度より⑤と⑥の事業を統合予定。

論点等説明シート

事業名	診療報酬体系見直し後の評価等に係る調査に必要な経費 (入院医療等の評価に関する調査研究)					
予算の状況 (単位:百万円)		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度要求
	予算額(補正後)	121	219	136	250	
	執行額	114	170	86		
	執行率	94%	78%	63%		

事業についての論点等

(事業の概要)

一般病棟入院基本料等の見直しの影響等について、入院料等別の届出状況や患者の状態像等を把握し、中央社会保険医療協議会等における診療報酬改定に向けた評価・検討に資するデータの調査・分析を実施する。

なお、平成29年度においては、以下の調査・分析を実施した。

- ①入院医療等における実態調査
- ②入院医療における重症度、医療・看護必要度及び医療区分・ADL区分等のデータ分析業務
- ③電子レセプトデータ等に係る集計・分析業務
- ④入院時食事療養の収支等に関する実態調査

〔実施主体〕国

〔実施方法〕委託・請負

(論点)

- ① 複数の者が応札できるよう、どのような対策を講じているか。また、成果は出ているか。

【参考】平成30年度行政事業レビューシートより(具体的に講じてきた対策)

入札説明書を受領したが応札をしなかった事業者から理由を聴取したところ、公告期間の短かさや調達要件への指摘を挙げられたことから、29年度調達では、公告期間を14日から16日に延長(開庁日)し、また、調達仕様書に具体的な調査内容や調査票を検討した会議のホームページアドレスを記載するなどの対応を行った。

- ② 隔年で不用額が増えることから、要求時における必要額の精査は適切なものとなっているか

【参考】偶数年度で予算額が増える要因

当該事業は診療報酬改定の検討に向けてデータの調査・分析を実施するものであるが、調査・分析には一定の期間を要することから、次期診療報酬改定に向けては改定を実施した年度(偶数年度)から調査を実施する必要がある。

改定に向けた具体的な議論がなされる奇数年度(改定の翌年度)の中央社会保険医療協議会に調査・分析結果を提示できるよう、改定を実施した年度に調査項目数や調査客体数が多い大規模な調査を実施する必要があるため偶数年度で予算額が増えている。予算要求時には、その時点で想定される調査規模(調査項目・客体数等)を考慮し、金額を精査している。

(百万円)

	24年度	25年度	26年度
予算額(補正後)	200	41	216
執行額	109	40	155
執行率	55%	98%	72%

- ③ 定量的に成果目標及び成果実績を設定・評価することが適切かどうか。

【参考】設定されている成果指標

調査項目の活用率(調査項目のうち、中医協等の基礎資料として活用した調査項目の割合)
: H27、28、29とも達成率100%

論点等説明シート

事業名	輸入食品の検査に必要な事業					
予算の状況 (単位:百万円)		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度要求
	予算額(補正後)	1,594	1,608	1,632	1,759	/
	執行額	1,585	1,589	1,589	/	/
	執行率	99%	99%	97%	/	/

事業についての論点等

(事業の概要)

輸入食品の安全性確保については、食品安全基本法第6条において国の責務として定められるとともに、第10条において法制上、財政上必要な措置を講じることとされている。

これに従い、厚生労働省においては、食品衛生法第23条の規定に基づき、毎年度「輸入食品監視指導計画」をパブリックコメント実施の上策定し、必要な検査項目、検査件数等を定め検疫所における検査を実施している。

○食品安全基本法(抜粋)

第六条 国は、前三条に定める食品の安全性の確保についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

第十条 政府は、食品の安全性の確保に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

○食品衛生法(抜粋)

第二十三条 厚生労働大臣は、指針に基づき、毎年度、翌年度の食品、添加物、器具及び容器包装の輸入について国が行う監視指導の実施に関する計画(以下「輸入食品監視指導計画」という。)を定めるものとする。

○平成28年度輸入食品監視指導計画監視結果

【届出・検査・違反状況】

届出件数 2,338,765件

検査件数 195,580件(検査率8.4%)

(検査命令56,877件、モニタリング検査54,215件、指導検査等91,740件)

※一部検査項目の重複があり、検査件数と各検査の合計は一致しない。

違反件数 773件(届出件数の0.03%)

【モニタリング検査実施状況】

計画数延べ95,929件に対し、延べ98,164件実施(実施率約102%)

(論点)

①モニタリング検査については、予算の増額が厳しい一方で、輸入食品の安全性を確保する必要があるが、現在の検査項目の考え方が妥当かどうか検証するべきではないか。

②違反食品そのものの輸入を未然に防ぐため、輸出国政府との協議等を通じて、輸出国において我が国の規制に適合した輸出が行われるような方策を検討するべきではないか。

論点等説明シート

事業名	地域支援事業交付金					
予算の状況 (単位:百万円)		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度要求
	予算額(補正後)	79,830	103,038	156,930	198,754	
	執行額	70,442	90,951	144,188		
	執行率	88%	88%	92%		

事業についての論点等

(事業の概要)

地域包括ケアシステムの構築に向けて、高齢者の社会参加・介護予防に向けた取組、配食・見守り等の生活支援体制の整備、在宅生活を支える医療と介護の連携及び認知症の方への支援の仕組み等を一体的に推進しながら、高齢者を地域で支えていく介護予防・生活支援サービスの体制を構築する。

○地域支援事業の事業内容

(1)介護予防・日常生活支援総合事業

- ①介護予防・生活支援サービス事業
- ②一般介護予防事業

(2)包括的支援事業・任意事業

- ①包括的支援事業
- ②任意事業

○実施方法等

【実施方法】負担、交付

【実施主体】市町村(保険者)

【負担割合】①介護予防・日常生活支援総合事業

国:25% 都道府県、市町村:12.5% 1号保険料:22% 2号保険料:28%

②包括的支援事業及び任意事業

国:39% 都道府県、市町村:19.5% 1号保険料:22%

(論点)

各事業の実態を把握しつつ、成果実績を適切に検証できるよう必要な成果目標を設定すべきではないか。

(参考)

現状の主な成果目標:地域包括支援センターの総合相談件数が高齢者人口の伸び率に沿った形で推移することを目標とする。

○現状の成果実績

	27年度	28年度	29年度
相談件数	10,792,691	11,238,026	12,148,584
目標件数	11,044,665	11,008,544	11,417,834
達成度	98%	102%	106%

論点等説明シート

事業名	低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減措置事業					
予算の状況 (単位:百万円)		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度要求
	予算額(補正後)	506	506	506	506	
	執行額	609	613	643		
	執行率	120%	121%	127%		

事業についての論点等

(事業の概要)

社会福祉法人が行う低所得者に対する介護保険サービスの利用者負担額の軽減を支援することにより、低所得者の介護保険サービスの利用促進を図る。

①実施方法等

【実施方法】補助(介護保険事業費補助金)

【実施主体】市町村(保険者)

【負担割合】国:1/2 都道府県:1/4 市町村:1/4

②公費助成の仕組み

○事業者が本来受領すべき利用者負担の総額(1割負担、食費、居住費)の1%までは、法人が全額負担

○1%を超える部分について、1/2を公費により助成

※特別養護老人ホームの場合、10%を超える部分はすべて公費により助成

(論点)

①税制上の優遇措置を受けている社会福祉法人の現状や、本補助金を廃止した場合に低所得者へどのような影響があるかを分析した上で、公費を投入することの是非について判断すべきではないか。

②補助を継続する場合でも、社会福祉法人の財務状況を審査するなどの基準を設け、補助対象を限定すべきではないか。

(参考1)

○本事業を実施している保険者数

	26年度	27年度	28年度
事業実施保険者数	1,148	1,140	1,168
保険者数	1,579	1,579	1,579
実施率	73%	72%	74%

(参考2)

社会福祉法(昭和26年法律第45号)(抄)

第24条(略)

2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。

論点等説明シート

事業名	20歳到達者に係る国民年金加入勧奨事業					
予算の状況 (単位:百万円)		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度要求
	予算額(補正後)	542	599	660	656	/
	執行額	542	599	660	/	/
	執行率	100%	100%	100%	/	/

事業についての論点等

(事業の概要)

国民年金制度は、国民に主体的に参加していただく助け合いの仕組みであり、本人に資格取得の届出を行っていただく仕組みとなっている。

一方、日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者であって、被用者年金の被保険者でない者は、国民年金への加入義務があるため、20歳到達者に対し、資格取得の届出勧奨を行い、届出がない場合には、職権適用を行っている。

具体的には、日本年金機構において、誕生日の前月末に届出勧奨状を送付し、誕生日の翌月上旬までに届出が提出されていない場合は、職権適用を行っている。また、職権適用の後に年金手帳を送付し、その後納付書を送付している。なお、20歳到達者の約半数について職権適用を行っている。

[参考]

	26年度	27年度	28年度
20歳到達による新規付番者	100.5万件	96.3万件	100.7万件
うち、職権適用件数	53.6万件 (約 53%)	51.9万件 (約 54%)	50.8万件 (約 50%)

[実施主体]日本年金機構

[実施方法]日本年金機構事業運営費交付金(年金特別会計業務勘定)

(論点)

このような現状を踏まえ、20歳到達者の事務負担(書類の記入の事務負担)の軽減及び費用対効果の観点(届出勧奨状の作成・送付コストの削減)から、日本年金機構が把握している20歳到達者全員について職権適用を行う等、より効率的な方法を検討できないか。

また、届出勧奨を行った後、届出が提出されず、職権適用を行った場合、20歳に到達したときから初回の納付書送付までの日数が、長い方で60日程度かかり、納期限(毎月の保険料の納期限は翌月末)まで短期間となるケースが生じている。届出勧奨を行わずに最初から職権適用を行った場合、納期限までに十分な時間が確保できる。

論点等説明シート

事業名	生涯を通じた女性の健康支援事業				
-----	-----------------	--	--	--	--

予算の状況 (単位:百万円)	予算額(補正後)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度要求
	執行額	138	145	151		
	執行率	61%	64%	56%		

事業についての論点等

(事業の概要)

女性がその健康状態に応じた的確に自己管理を行うことができるようになるための健康教室の開催や女性のライフステージに応じた一般的な相談を行う女性健康支援センターの設置、不妊・不育症に係る専門相談を行う不妊専門相談センターの設置等を通じて相談体制の確立を図り、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図る。

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市((4)は都道府県のみ)

【沿革】 平成8年度

【補助率】 1/2(都道府県・指定都市・中核市1/2)

【実施事業】

- (1)健康教育事業:保健所、小中高等学校等において各ライフステージに応じた健康教室や講演会の開催等を行う。

年度	H27	H28	H29
実施都道府県市数	46	48	46

- (2)女性健康支援センター事業:思春期から更年期に至る女性を対象とし、身体的・精神的な悩みに関する相談指導や、相談指導を行う相談員の研修を実施。

年度	H27	H28	H29
実施都道府県市数 (自治体単独実施を含む)	57	65	70

- (3)不妊専門相談センター事業:不妊について悩む夫婦に対し医学的な相談や心の悩み等について相談指導等を実施。

年度	H27	H28	H29
実施都道府県市数 (自治体単独実施を含む)	63	65	66

- (4)HTLV-1母子感染対策事業:HTLV-1母子感染対策の体制整備を図るため、協議会の設置や研修等を行う。

年度	H27	H28	H29
実施都道府県市数	34	34	33

(論点)

- ①適正な事業執行及び実効性を上げるためにも、適切な成果目標(女性の利用者数など)を検討し、更に、相談を希望する者が確実に利用できるよう周知を行うべきではないか。
- ②本事業のこれまでの事業実績について検証し、今後のあり方について検討するべきではないか。
- ③不妊専門相談センターについては、「ニッポン一億総活躍プラン」において、2019年度までに都道府県・指定都市・中核市で実施することとしているが、プランの目標を達成するために、現状の課題を調査・分析し、センターの設置を促す改善策について検討するべきではないか。

論点等説明シート

事業名	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 (うちひきこもり対策推進事業)					
予算の状況 (単位:百万円)		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度要求
	予算額(補正後)	45,780の内数	42,274の内数	30,670の内数	38,493の内数	
	執行額	304	317	344		
	執行率	-	-	-		

事業についての論点等

(事業の概要)

ひきこもり対策を推進するための体制を整備し、ひきこもりの状態にある本人や家族等を支援することにより、ひきこもりの状態にある本人の自立を促進し、本人及び家族等の福祉の増進を図ることを目的とする。

【実施主体】

- ①ひきこもり地域支援センター設置運営事業: 都道府県、指定都市
- ②ひきこもり支援に携わる人材の養成研修事業: 都道府県、市区町村
- ③ひきこもりサポート事業: 都道府県、市区町村

【負担割合】

国 1/2、都道府県・市区町村 1/2

(論点)

○本事業の成果目標が達成されていない中で、身近な地域におけるひきこもり支援の充実を図るため、平成30年度予算においてひきこもり対策推進事業の一部を見直し、広域設置されているひきこもり地域支援センターの市町村への後方支援機能を強化するとともに、市町村におけるひきこもりの支援拠点づくりの推進等を行うこととしているが、これらの事業見直しが効果的なものとなっているかを検証できるよう、現在の成果目標を見直すべきではないか。

※現行の成果目標及び成果実績(アウトカム)

定量的な成果目標	成果指標		単位	27年度	28年度	29年度
専門機関での支援が決定した件数が目標値(前年度の1センターあたりの決定件数×設置数)を上回ること	専門機関での支援が決定した件数	成果実績	件	7,421	7,520	精査中
		目標値	件	8,290	7,764	8,183
		達成度	%	89.5	96.9	-

参考: ひきこもり地域支援センター設置個所数

27年度	28年度	29年度
65	68	74

論点等説明シート

事業名	障害者芸術文化活動普及支援事業					
予算の状況 (単位:百万円)		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度要求
	予算額(補正後)	97	110	203	213	
	執行額	97	110	197		
	執行率	100.0%	100.0%	97.0%		

事業についての論点等

(事業の概要)

「障害者の芸術活動支援モデル事業」(平成26～28年度実施)で培った支援ノウハウを全国展開することにより、障害者の芸術文化活動(美術、演劇、音楽等)の更なる振興を図り、障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的とする。

- (1) 都道府県レベルにおける活動支援(都道府県内の相談支援、人材育成等)
- (2) ブロックレベルにおける広域支援(実施都道府県・未実施都道府県の支援、ブロック研修等)
- (3) 全国レベルにおける支援(全国の情報収集・発信、ネットワーク体制の構築等)

【実施主体】

都道府県、社会福祉法人、NPO法人等

【補助率】

都道府県レベル 国:1/2 都道府県:1/2
 ブロックレベル、全国レベル 国:10/10

(論点)

①2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けて障害者の芸術文化活動の振興をより一層進めていくに当たり、モデル事業で得られた支援ノウハウの全国的な普及・展開を図るため、その有効性を検証すべきではないか。

(参考)障害者の芸術活動支援モデル事業 実施団体数

26年度	27年度	28年度
5	7	10

※モデル事業については外部有識者により構成される「障害者の芸術活動支援モデル事業評価委員会」による事後の評価・検証結果等を踏まえ、マニュアルを開発(本事業では当該マニュアルを活用し全国で実践。)

②平成29年度以降の事業展開にあたって、成果目標が事業目的に沿ったものとなっているか検証すべきではないか。

※現行の成果目標及び成果実績(アウトカム)

定量的な成果目標	成果指標		単位	27年度	28年度	29年度
障害者芸術文化活動普及支援事業は、障害者芸術活動支援モデル事業で培った支援ノウハウを全国展開することにより、障害者の芸術文化活動(美術、演劇、音楽等)の更なる振興を図ることを目的としており、本事業の採択団体数が前年度を上回る事が成果目標である。	障害者芸術文化活動普及支援事業の採択団体数(平成27～28年度:都道府県レベル及び連携事務局を合計した団体数。平成29年度:都道府県レベル、ブロックレベル及び全国レベルを合計した団体数。)	成果実績	団体	7	10	25
		目標値	団体	7	10	24
		達成度	%		100	100

論点等説明シート

事業名	職場における化学物質管理に関する総合対策					
予算の状況 (単位:百万円)		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度要求
	予算額(補正後)	406	276	322	326	/
	執行額	376	246	精査中	/	/
	執行率	93%	89%	%	/	/

事業についての論点等

(事業の概要)

近年、化学物質を原因として胆管がんや膀胱がんといった重篤な健康障害が生じる事案が発生するなど、化学物質対策の必要性が高まる中、平成30年2月に策定された「第13次労働災害防止計画」においても「化学物質による健康障害防止対策の推進」が計画の重点事項の一つとして掲げられている。

こうした中、厚生労働省では、国自ら化学物質のリスク評価を行い、健康障害発生リスクが高いものについて、特別規則(特定化学物質障害予防規則等)による規制を行うなど化学物質対策に取り組んでいるところであり、本事業においては、国によるリスク評価の基礎材料とするため、未規制又は特別規則の対象となっていない化学物質について、

- ①高いリスクが推定される事業場におけるばく露実態調査及び有害性情報の収集
 - ②発がん性に着目した化学物質のスクリーニング試験(変異原性試験等) 等
- を実施している。

(論点)

○職場において取り扱われる化学物質は約70,000物質あり、毎年約1,000物質が新規化学物質として厚生労働大臣に届け出られている状況において、職場における化学物質管理の強化は厚生労働省が重点施策として掲げる課題の一つとして優先度の高い事業に位置付けられているため、本事業が化学物質対策として効果的な内容となっているか検討する。

○成果目標の目標設定が事業の目的の達成度を測る指標として適当であるか検討する。

(参考1) 現在の成果目標及び成果実績

- ・リスク評価を行った化学物質のうち、専門家による検討や有識者による審議等を通じて、新たに規制が必要とされたものについて、100%政省令の改正等を行う。
26年度 100%(11物質)、27年度 100%(2物質)、28年度 100%(2物質) ※累計 28物質

(参考2) これまでの実績

- ・ばく露実態調査 対象物質数
26年度 22物質、27年度 31物質、28年度 25物質
- ・有害性評価 対象物質数
26年度 26物質、27年度 25物質、28年度 25物質
- ・リスク評価書作成物質数
26年度 11物質、27年度 8物質、28年度 3物質
- ・化学物質による健康障害防止措置に係る検討会報告書作成物質数
26年度 2物質、27年度 0物質、28年度 2物質

論点等説明シート

事業名	長期療養者就職支援対策費					
予算の状況 (単位:百万円)		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度要求
	予算額(補正後)	85	247	334	547	
	執行額	70	208	集計中		
	執行率	82%	84%	集計中		

事業についての論点等

(事業の概要)

ハローワークに就職支援ナビゲーター等を配置し、がん診療連携拠点病院等との連携のもと、以下の業務等を実施する。

- 1 個々の長期療養者の希望や治療状況等を踏まえた職業相談、職業紹介
- 2 長期療養者の希望する労働条件に応じた求人の開拓、求人条件の緩和指導
- 3 長期療養者の就職後の職場定着の支援
- 4 がん診療連携拠点病院等への出張相談、労働市場・求人情報等の雇用関係情報の提供
- 5 支援事例やノウハウ等に関する情報・意見交換を行う交流会の開催

【事業実施主体】

都道府県労働局(47局)

※5のみ民間委託

【実績(29年度:12月まで)】

就職率 54.5%、支援対象者数2,291人

(論点)

社会的な要請に対して、本事業が十分に効果を上げられるような内容となっているか再検討する。

○ 長期療養者就職支援事業については、平成25年度からモデル事業として5つの労働局で開始したところ。平成28年度には全労働局で事業を展開している。

各実績については、堅調に伸びている(※)ものの、支援対象者のアウトプットの実績が、当初見込みより下回っている状況であり、がん連携拠点病院との連携や積極的な周知等、支援対象者の確保を強化する必要があるのではないか。

<※以下、(H25年度)⇒(H28年度)⇒(H29年度(12月まで))>

- ・新規対象者数:120人⇒1780人⇒2,291人
- ・就職件数:48件⇒905件⇒1,249件(両立求人への就職123件を含む)
- ・就職率:40.0%⇒50.8%⇒54.5%
- ・連携先拠点病院数:5病院⇒88病院⇒108病院
(参考:がん診療連携拠点病院数 401(平成30年4月1日時点))
- ・両立求人数:1,224人(H28年度)⇒3,652人(H29年度(12月まで))

○ 治療と両立できる求人(両立求人)の確保に当たっては、支援対象者の希望に応じた柔軟な勤務条件等の設定や求人条件緩和指導等を通じた求人確保を行うことが必要であるが、長期療養者の採用等に不安を感じ、雇入れを躊躇する企業も多いなど、必ずしも支援対象者の個々のニーズを十分に踏まえた求人が確保できているとは言えない状況である(※)。

したがって、こうした課題(求人者の理解等)を解決し、支援対象者の個々のニーズを踏まえた求人確保を通じて、求人・求職のマッチングを一層効果的に推進していくことが重要ではないか。

※治療と両立できる求人(両立求人)を利用して就職している支援対象者は1割に満たない状況。

○ 長期療養者の就労促進のためには、長期療養者の雇用に係る企業側の理解を一層促進するとともに、効果的なマッチングに向けた取組みの充実が必要ではないか。

論点等説明シート

事業名	トライアル雇用助成金事業					
予算の状況 (単位:百万円)		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度要求
	予算額(補正後)	8,964	4,066	3,784	2,365	
	執行額	3,235	2,832	集計中		
	執行率	36%	70%	集計中		

事業についての論点等

(事業の概要)

職業経験、技能、知識の不足等から安定した職業に就くことが困難な求職者について、常用雇用へ移行することを目的に、これらの者を一定期間試行雇用することにより、その適性や業務遂行可能性を見極め、求職者及び求人者の相互理解を促進すること等を通じて、これらの者の早期就職の実現や雇用機会の創出を図る。

具体的には、主にニート、フリーター、母子家庭の母等、学卒未就職者、育児等でキャリアブランクのある人など安定した職業に就くことが困難である求職者を、ハローワークや職業紹介事業者等の紹介により、一定期間(原則3ヶ月)試行的に雇用する事業主に対して、トライアル雇用助成金(対象者一人につき月額最大4万円(母子家庭の母等は月額最大5万円))を支給する。

【事業実施主体】

都道府県労働局(47局)

【助成内容】

(主な対象労働者)	(支給額)
・就労経験のない職業に就くことを希望する者	月額最大4万円
・就労支援にあたり、特別の配慮を有する者	月額最大4万円
・母子家庭の母等(父子家庭の父含む)	月額最大5万円
・若者認定企業の事業主が若年者(35歳未満)を雇用	月額最大5万円

【実績(28年度)】

常用雇用移行率 74.7% 支給決定人数 25,757人

(論点)

雇用失業情勢の改善や人手不足の深刻化による正社員求人増加に伴い、トライアル雇用を経ることなく就職できるケースの増加が一層見込まれる。

このような中、

①当該助成金の執行率が70%(平成28年度)と低調であり、現下の雇用失業情勢に照らして予算規模が適切なものとなるよう検討すべきではないか。

②真に支援を必要とする求職者に本事業の活用が図られるよう検討すべきではないか。

論点等説明シート

事業名	幅広い職種を対象とした職務分析に基づいた包括的な職業能力評価制度の整備					
予算の状況 (単位:百万円)		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度要求
	予算額(補正後)	406	395	299	296	
	執行額	345	379	集計中		
	執行率	85%	96%			

事業についての論点等

(事業の概要)

○職業能力評価基準の整備・活用促進

- ・業界団体と連携して企業調査・職務分析を実施し、職業能力評価基準を策定
- ・人材育成やマッチングのためのツール作成
- ・専門家(企業の人事・労務担当者やキャリアコンサルタント等)向けセミナー等の開催

○認定社内検定の拡充・普及促進

- ・社内検定の拡充・普及に向けた経験交流会の開催等
- ・企業への支援体制の整備(コンサルタントの配置等)

○業界検定スタートアップ支援(30年度限り)

- ・技術的支援等に資するオペレーションマニュアルの作成等

【実施主体】

民間団体

【実績】

《職業能力評価基準関係》

- ・職業能力評価基準策定件数 54業種、業種横断的な事務系職種 9職種(30年4月現在)
- ・HP掲載の職業能力評価基準のアクセス件数 85,799件(29年度)※
- ※職業能力評価基準ポータルサイトの運用が開始された平成29年6月以降の実績
- ・職業能力評価基準の活用によって企業内の人事評価制度や人材育成制度、従業員の募集採用活動が改善された(される見込み)企業の割合 67%(29年度)

《認定社内検定関係》

- ・社内検定の認定に向けて支援対象となった企業数 93社(29年度)(参考:29年度目標数 80社)
- ・28年度に認定社内検定支援対象となった企業(48社)のうち実際に認定を申請した企業数 2社(29年度)
- ・社内検定の認定を受けている企業数 49社(30年4月1日現在)

(論点)

①職業能力評価基準について、企業の活用実態の把握が十分でなく、企業が人事評価・人材育成・採用に活用するにあたり、自社のニーズに合わせて職業能力評価基準をカスタマイズするための支援が十分に対応できていないことから、業界での活用が進んでいないのではないかと。

②認定社内検定における活動実績(アウトプット)としている支援対象企業数は目標を達成しているものの、平成29年度中に、認定申請に至った企業数はそのごく一部である。これは、要因分析や支援のあり方の検討が必要ではないかと。

論点等説明シート

事業名	両立支援等助成金(介護離職防止支援コース)				
予算の状況 (単位:百万円)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度要求
	予算額(補正後)	—	1,011	1,234	643
	執行額	—	0	29 (速報値)	
	執行率	—	0%	2%	

事業についての論点等

(事業の概要)

年間10万人を超える介護離職者が生じている中で仕事と介護の両立が可能となるような取組を行う企業を支援すること等、「介護離職ゼロ」の実現に向けた対策が強く求められている。このため、厚生労働省が策定した「介護離職を予防するための両立支援対応モデル」に基づき職場環境整備に取り組むとともに、「介護支援プラン」の策定・導入により円滑な介護休業取得・職場復帰をした労働者、又は介護のための勤務制限制度を利用した労働者が生じた事業主に支給する。

【交付先(都道府県労働局経由)】 中小企業、大企業

【助成額】

	中小企業	中小企業以外
ア 介護休業	57.0万円<72.0万円>	38.0万円<48.0万円>
イ 介護のための勤務制限制度	28.5万円<36.0万円>	19.0万円<24.0万円>

※生産性要件を満たした場合は<>の額を支給

※ア・イとも1企業当たり2回まで(無期雇用者、有期雇用者)支給

(論点)

- ①事業が介護離職を防止するための施策として効果的な内容となっているか検証を行うべきではないか。
- ②企業の施策認知が不足していないか検証を行い、事業に関する周知方法の改善等を行う必要があるのではないか。

【参考】介護離職防止支援コース支給状況(速報値)

平成28年度(10月～)	0件
平成29年度	53件

事業番号 ⑰

論点等説明シート

事業名	医薬品等産業振興費					
予算の状況 (単位:百万円)		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度要求
	予算額(補正後)	220	209	213	327	
	執行額	162	194	193		
	執行率	73.6%	92.8%	90.6%		

事業についての論点等

(事業の概要)

後発医薬品を促進する観点から、以下の事業を実施する。(平成30年度予算額 212百万円)

①後発医薬品安心使用促進事業

都道府県において、「後発医薬品安心使用促進のための協議会」等を設置・運営するとともに、患者及び医療関係者が後発医薬品を安心して使用するための環境作りを行う。

②ロードマップ検証検討事業

「後発医薬品の使用促進のためのさらなるロードマップ」にも基づく使用促進策の取組状況や課題等のモニタリングを行う。

③後発医薬品啓発事業

後発医薬品の普及啓発を図るため、啓発資材の作成を行う。

④重点地域使用促進強化事業(H30年度～)

後発医薬品の使用促進が進んでいない都道府県を重点地域として指定し、問題点の調査・分析及び使用促進のためのモデル事業を行う。

(論点)

後発医薬品に係る数量シェア(80%以上目標)などのアウトカムについて、都道府県別等の地域比較が可能と考えられることから、これらの分析を通じて後発医薬品の使用促進の取組の効果を測定する必要があるのではないか。

(参考資料) 後発医薬品の使用促進について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）とは

- 既承認医薬品（新薬、標準製剤）と同一の有効成分を同一量含む同一投与経路の製剤で、効能・効果、用法・用量が原則的に同一で、既承認医薬品と同等の臨床効果が得られる医薬品。
- 欧米では一般名（generic name）で処方することが多いため、こうした製剤のことを「ジェネリック医薬品」と呼んでいる。

主な特徴

- 有効成分、効能・効果、用法・用量等は先発医薬品と同じ
- 価格が安い
 - ※ 添加物が異なる場合がある。
 - ※ 先発医薬品との同等性は承認時等に確認。その基準は欧米と同じ
 - ※ 先発品が効能追加を行っている場合、効能・効果等が一部異なるものも。

使用促進の効果

- 後発医薬品の普及 → 患者負担の軽減
限られた医療費資源の有効活用

後発医薬品推進の意義・目的

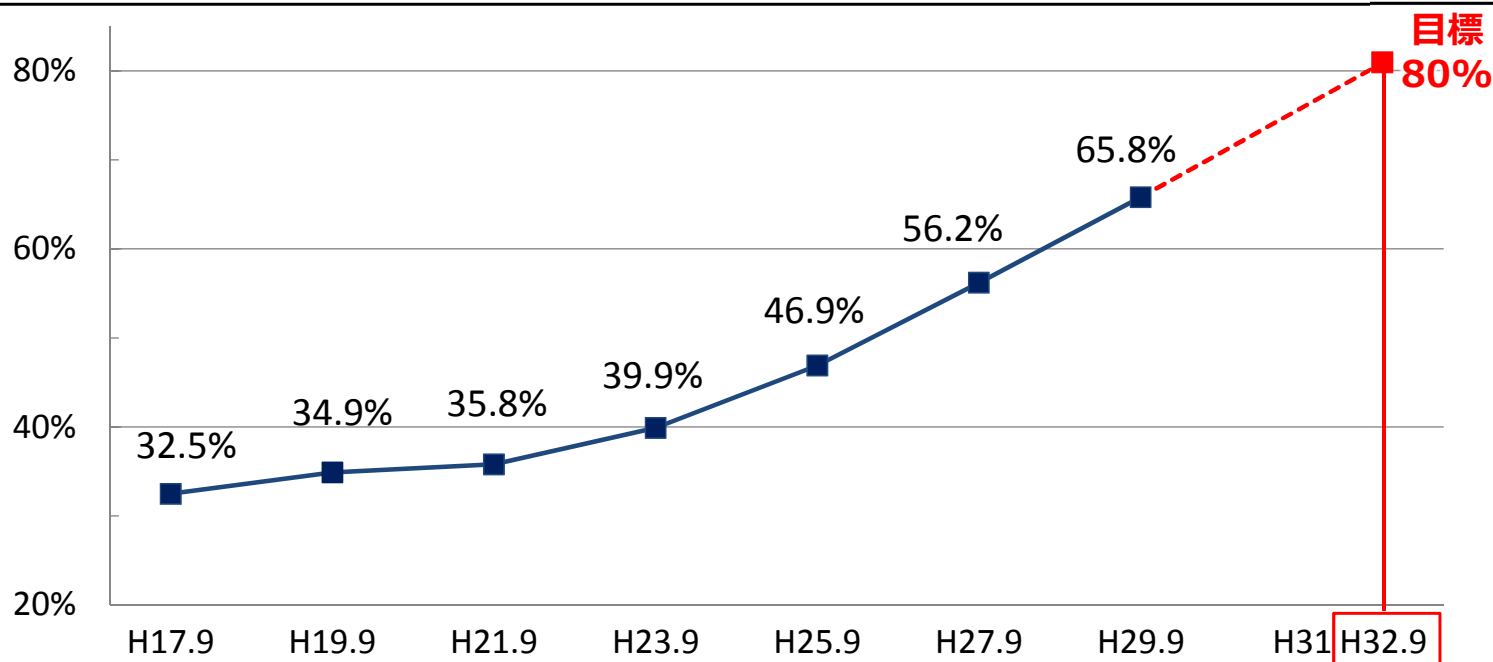
- 先発医薬品に比べて薬価が低い後発医薬品を普及させることは、**患者負担の軽減や医療保険財政の改善に資する**ものである。
- また、効率化できた医療費を**新しい医療技術や新薬に向ける**ことも可能となる。

後発医薬品の使用促進について

後発医薬品の使用割合の推移と目標

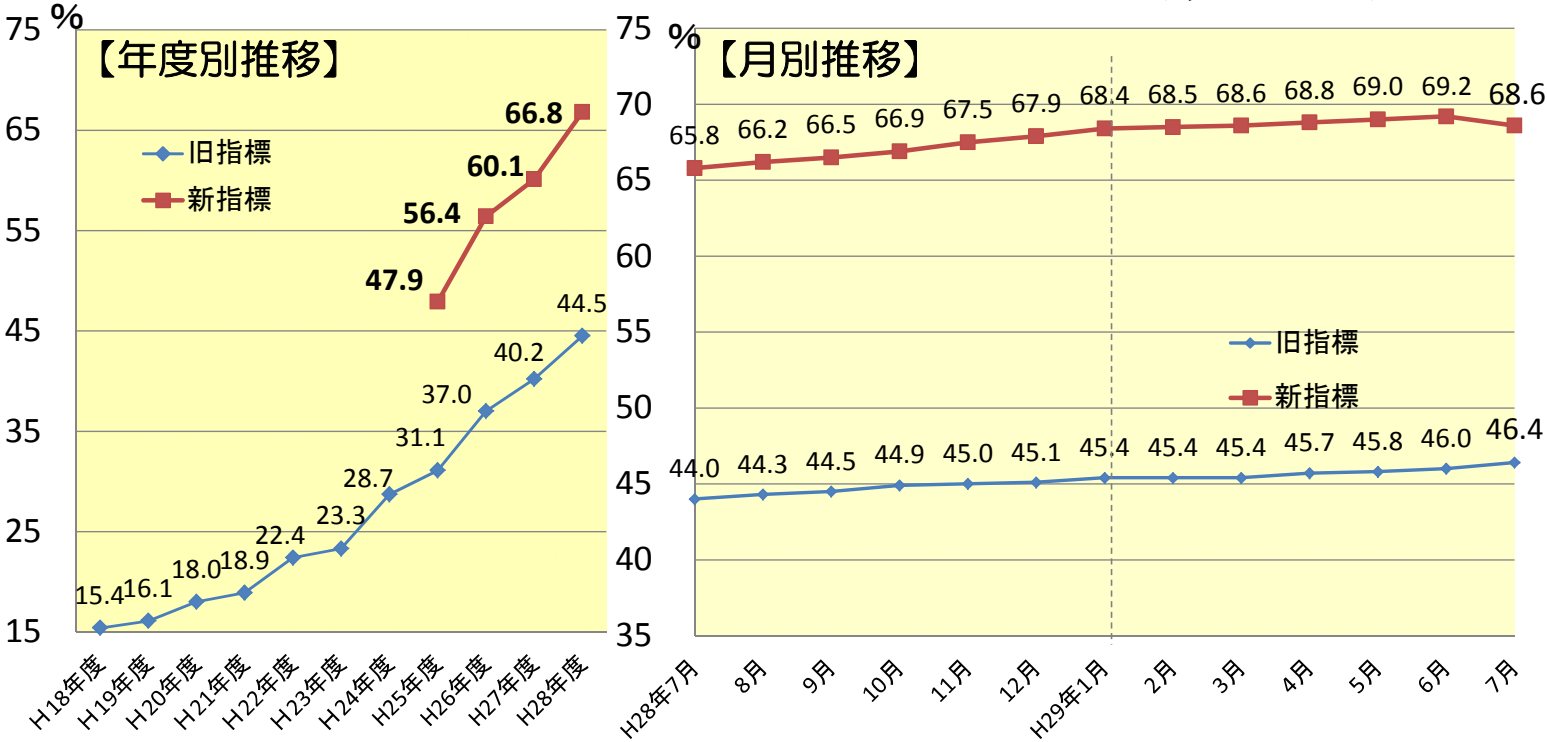
「経済財政運営と改革の基本方針2017」（平成29年6月9日閣議決定）（抄）

- ⑦薬価制度の抜本改革、患者本位の医薬分業の実現に向けた調剤報酬の見直し、薬剤の適正使用等
2020年（平成32年）9月までに、後発医薬品の使用割合を80%とし、できる限り早期に達成できるよう、更なる使用促進策を検討する。



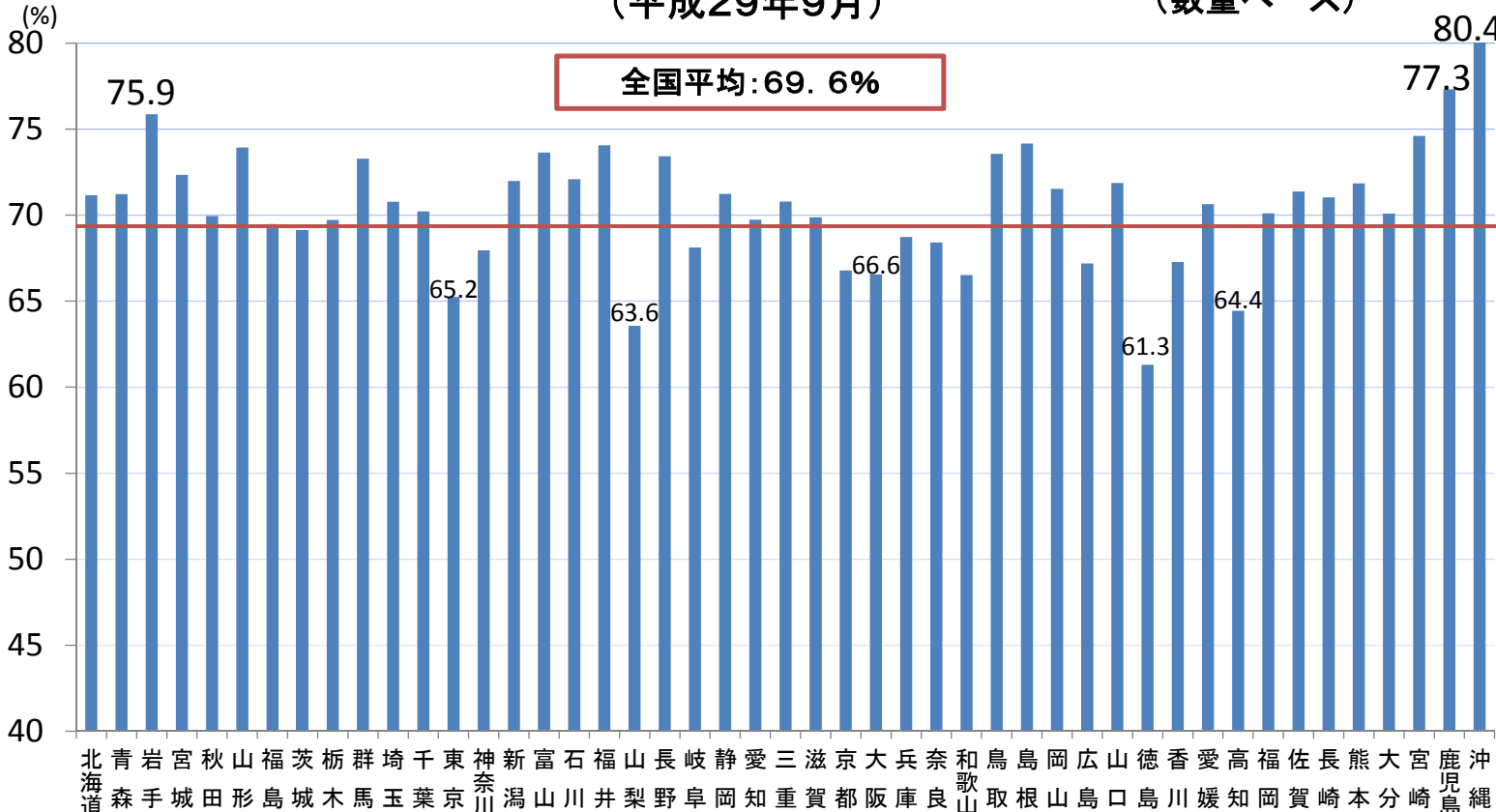
注) 「使用割合」とは、後発医薬品のある先発医薬品及び「後発医薬品」を分母とした「後発医薬品」の使用割合をいう。

「最近の調剤医療費(電算処理分)の動向」における後発医薬品割合 (数量ベース)



注1) 保険薬局で、レセプト電算処理システムで処理された調剤レセプトのデータをもとに分析したものであり、院内処方(入院、院内調剤)及び紙レセプトを含まない数値である(出典:「最近の調剤医療費(電算処理分)の動向」(厚生労働省保険局調査課))。
 注2) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。
 注3) 新指標とは、後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を分母とした後発医薬品の数量シェア(「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」で定められた目標に用いた指標)。
 旧指標とは、全医療用医薬品を分母とした後発医薬品の数量シェア(平成19年に「医療・介護サービスの質向上・効率化プログラム」で定められた目標に用いた指標)。

「最近の調剤医療費(電算処理分)の動向」における都道府県別後発医薬品割合 (平成29年9月) (数量ベース)



注1) 保険薬局で、レセプト電算処理システムで処理された調剤レセプトのデータをもとに分析したものであり、院内処方(入院、院内調剤)及び紙レセプトを含まない数値である(出典:「最近の調剤医療費(電算処理分)の動向」(厚生労働省保険局調査課))。
 注2) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。
 注3) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。
 注4) 後発医薬品の数量シェア(置換え率) = $\frac{\text{後発医薬品の数量}}{\text{後発医薬品のある先発医薬品の数量} + \text{後発医薬品の数量}}$

後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進のための取組（平成30年度予算）

※（ ）内金額は平成29年度予算額

計 8.2億円（7.4億円）

○ 後発医薬品の使用促進対策費（医政局）

212百万円（136百万円）

後発医薬品の使用を促進するため、都道府県協議会において後発医薬品使用促進に係る具体的な事業を検討・実施するとともに、パンフレットの作成等による普及啓発活動や「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」のモニタリング等を引き続き実施する。また、平成32年9月までに後発医薬品シェア80%目標を達成するため、さらなる後発医薬品の使用促進策の強化として、これまで実施してきた取組に加え、特に後発医薬品の使用促進が進んでいない都道府県を重点地域として指定し、各地域における問題点を抽出、それらの解決方策を検討・実施などにより使用促進を図る。

○ 後発医薬品品質情報提供等推進費（医薬・生活衛生局）

96百万円（93百万円）

後発医薬品の品質の信頼性の向上を図るため、「ジェネリック医薬品品質情報検討会」において、学会等での発表・研究論文や（独）医薬品医療機器総合機構のジェネリック医薬品相談窓口寄せられた医療関係者等からの後発医薬品の品質に関する意見・質問・情報等について、品質確認検査の実施方針の決定や検査結果等の学術的評価を一元的に実施し、有効成分ごとに品質情報を体系的にまとめた情報集（ブルーブック）等を公表することにより、医療関係者における後発医薬品の品質に対する懸念の解消を図る。

○ 後発医薬品品質確保対策費（医薬・生活衛生局）

217百万円（217百万円）

国立試験研究機関及び都道府県における後発医薬品の品質確認検査の実施体制を強化し、流通する後発医薬品の試験検査対象品目を拡充する。

○ 診療内容及び薬剤使用状況調査費（保険局）

4百万円（4百万円）

欧米諸国における後発医薬品の使用に関する医療保険制度の実態や動向等の調査研究を行う。

○ 後発医薬品使用状況調査経費（保険局）

13百万円（13百万円）

厚生労働省が行う後発医薬品の使用促進策により、保険医療機関における後発医薬品の使用状況や医師の処方、保険薬局における後発医薬品の調剤状況などがどのように変化したかを調査するとともに、医師、薬剤師及び患者の後発医薬品に対する意識の調査等を行う。

○ 後発医薬品普及啓発経費（保険局）

279百万円（279百万円）

後期高齢者における後発医薬品の使用促進を図るため、後期高齢者医療広域連合が被保険者に対して、「後発医薬品利用差額通知」の送付や「後発医薬品希望シール・カード」の作成・配付等の取組を実施するよう施策を講じる。

後発医薬品の使用促進対策費

平成30年度予算 211,735千円（135,765千円）

○ 後発医薬品の使用促進対策費

後発医薬品の使用を促進するため、都道府県協議会において後発医薬品使用促進に係る具体的な事業を検討・実施するとともに、パンフレットの作成等による普及啓発活動や「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」のモニタリング等を引き続き実施する。また、平成32年9月までに後発医薬品シェア80%目標を達成するため、さらなる後発医薬品の使用促進策の強化として、これまで実施してきた取組に加え、特に後発医薬品の使用促進が進んでいない都道府県を重点地域として指定し、各地域における問題点を抽出、それらの解決方策を検討・実施などにより使用促進を図る。

※ うち、都道府県協議会等の都道府県向け委託費 180,257千円（102,294千円）

○ 協議会運営経費

・都道府県協議会の設置・運営に関する経費

○ 普及啓発等事業実施経費

・後発医薬品の工場視察、地域の実状に応じた普及啓発に関する経費

○ 採用基準・汎用後発医薬品リスト普及経費

・中核的な役割を果たす医療機関で採用されている後発医薬品をまとめたリストの作成に関する経費

○ 地区協議会事業経費

・地区協議会の設置・運営、普及啓発に関する経費

○ 重点地域使用促進強化事業経費（別添参照）

・重点地域における問題点の調査・分析、モデル事業の実施に関する経費

- 後発医薬品の使用促進は、いわゆる骨太方針2015で数量シェア80%以上の目標を掲げ取り組んできた。
- 骨太方針2017において平成32年9月までに80%とする達成時期とともに、更なる使用促進を検討することとされた。
- このため、後発医薬品の使用促進が進んでいない都道府県から重点地域として指定し、各地域における個別の問題点の調査・分析を行う。
- その上で、地域に合ったモデル事業を実施することにより後発医薬品の更なる使用促進を図る。

事業内容

- ① 後発医薬品の使用促進が進んでいない都道府県から重点地域(※)として指定し、地域における個別の問題点を調査・分析する。
- ② モデル事業を実施する。

重点地域を指定

(※) 大都市圏、数量シェアが低い地域



指定した都道府県において以下の取組を実施

- 問題点の調査・分析
- モデル事業の実施
(モデル事業の主な内容)
 - ① 品質信頼性確保による使用促進
 - ② 使用促進停滞機関への促進周知依頼による使用促進
 - ③ 医師と薬剤師の連携による使用促進



平成30年度 後発医薬品安心使用促進事業実施要綱

1. 目的

政府では、患者負担の軽減や医療保険財政の改善の観点から後発医薬品の使用促進を進めており、厚生労働省においては、平成25年4月に「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」を策定し、国、都道府県及び関係者が行うべき取組を策定したところである。

その後、平成27年6月に閣議決定された「経済財政改革の基本方針2015」において、「平成29年度末に70%以上とする」とともに、平成30年度から平成32年度末までの間のなるべく早い時期に80%以上とする」という新たな目標が定められた。80%目標の達成時期については、平成29年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2017」において、「2020年(平成32年)9月までに、後発医薬品の使用割合を80%とし、できる限り早期に達成できるよう、更なる使用促進策を検討する。」と定められた。

本事業は、都道府県における後発医薬品の使用促進のための取組を推進するため、都道府県委託事業として、医療関係者及び保険者等を構成員とする「後発医薬品安心使用促進のための協議会」及びそれに類する検討委員会等において、後発医薬品の使用促進のための環境整備等に関する検討を行い、事業を実施すること等を目的とする。

2. 事業実施者

本事業を実施する都道府県

3. 実施期間

委託の決定を受けた日から平成31年3月29日まで。

ただし、各都道府県において平成30年4月2日から実施している当該事業に要した経費について、本事業とすることができる。

4. 実施事項

○後発医薬品使用促進対策事業

「後発医薬品安心使用促進のための協議会」及びそれに類する検討委員会等を設置・運営するとともに、患者及び医療関係者が後発医薬品を安心して使用するための環境づくりに必要な事業を行うこととする。

なお、対象となる事業について、以下に事例を掲げる。

- (1) 都道府県後発医薬品安心使用促進協議会の設置、後発医薬品の工場視察等、後発医薬品の安心使用促進に関する事業等
- (2) 後発医薬品取扱リスト作成に関する事業
- (3) 医療関係者に対する後発医薬品採用ノウハウ普及に関する事業
- (4) 地区協議会(市区町村もしくは保健所単位レベルの協議会)に関する事業

○重点地域使用促進強化事業

後発医薬品の使用促進が進んでいない都道府県を重点地域として指定し、以下の事業を行う。

- (1) 問題点の調査・分析
- (2) モデル事業(以下に、モデル事業の事例を掲げる。)
 - ① 品質信頼性確保による使用促進事業
 - ② 使用促進停滞機関への促進周知依頼による使用促進事業
 - ③ 医師と薬剤師の連携による使用促進事業

5. 対象経費

本事業の実施にあたり必要な諸謝金、職員旅費、委員等旅費、庁費(賃金、印刷製本費、通信運搬費、会議費、賃料及び損料、雑役務費など)、委託費等

6. 実施計画の提出

各都道府県は、後発医薬品安心使用促進事業の実施計画を厚生労働省へ提出し、了解を得るものとする。

7. その他

この要綱に定める事項のほか、本事業の実施にあたり必要な事項については、40都道府県の実情に応じ、別に定めるものとする。

後発医薬品使用促進事業のロジックモデル

試作版

(インプット)

後発医薬品使用促進対策事業

【現状把握のためのエビデンス】
平成29年・後発医薬品の使用割合
65.8%
(平成29年9月)

平成30年度
予算額
212百万円

- 後発医薬品使用促進対策費
94百万円
- ロードマップ検証検討事業
19百万円
- 後発医薬品啓発事業
10百万円
- 重点地域使用促進強化事業
89百万円

(アクティビティ)

事業の内容

- **後発医薬品安心使用促進事業**
都道府県において、「後発医薬品安心使用促進のための協議会」等を設置・運営するとともに、患者及び医療関係者が後発医薬品を安心して使用するための環境作りを行う。
- **ロードマップ検証検討事業**
「後発医薬品の使用促進のためのさらなるロードマップ」にも基づく使用促進策の取組状況や課題等のモニタリングを行う。
- **後発医薬品啓発事業**
後発医薬品の普及啓発を図るため、啓発資材の作成を行う。
- **重点地域使用促進強化事業 (H30～)**
後発医薬品の使用促進が進んでいない都道府県を重点地域として指定し、問題点の調査・分析及び使用促進のためのモデル事業を行う。

(アウトプット)

後発医薬品安心使用促進事業の実施都道府県数

- 平成27年度 39
- 平成28年度 40
- 平成29年度 40

(短期アウトカム)

- 都道府県別（使用促進事業実施地域とそれ以外の地域を含む。以下同じ。）の協議会設置状況・運営状況
- 設置数・開催状況（開催と利用割合には関連有）
- ロードマップ事業の取組状況
- ◇ 安定供給等の問題事例に対する指導件数
- 平成28年 実績なし
- ◇ 納品までの時間短縮取組構築事業者の割合
- 平成28年 128社／回答137社（93.4%） など。
- 都道府県別の啓発資材の利用状況と後発医薬品の数量シェア

(長期アウトカム)

患者負担の軽減や医療保険財政の改善

- ◇ 後発医薬品の数量シェア（2020年（平成32年）9月までに、後発医薬品の使用割合を80%が目標）
- 平成25年9月 46.9%
- 平成27年9月 56.2%
- 平成29年9月 65.8%

その他の後発医薬品対策事業

予算額
313百万円

- ・ 国立医薬品食品衛生研究所に設置した「ジェネリック医薬品品質情報検討会」を司令塔とした品質検査の実施や情報発信
- ・ 後発医薬品の品質に関する情報等を掲載した「後発医薬品品質情報」等の発信

医療関係者における後発医薬品の品質に対する懸念の解消等

その他の後発医薬品対策事業

予算額
296百万円

- ・ 医療保険の保険者において、後発医薬品を利用した場合の負担額の違いについて被保険者に知らせるための通知の発出
- ・ 診療報酬上の評価の実施
- ・ 薬価改定・算定上の取組の実施

後期高齢者における後発医薬品の使用促進
後発医薬品使用促進

論点等説明シート

事業名	機械等の災害防止対策費					
予算の状況 (単位:百万円)		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度要求
	予算額(補正後)	62	67	101	101	
	執行額	56	62	精査中		
	執行率	90.3%	92.5%	-		

事業についての論点等

(事業の概要)

危険性・有害性のある機械等について、機械等の安全性の向上及び労働災害の防止を図ることを目的として、以下の事業等を実施する。

① 機械設置届等に係る審査及び現地調査(行政経費)

機械設備等を設置する前に労働基準監督署等へ提出される機械等設置届について、法令やガイドライン等を遵守しているかを審査するとともに、必要に応じ、現地で設置状況を実地調査する。

② 登録検査業者等に対する指導(行政経費)

クレーン、ボイラー等の機械等(特定機械等)に対する検査を実施する登録検査機関、フォークリフト等に対する特定自主検査を請け負う検査業者、技能講習を実施する登録教習機関等に対し、適切に業務を実施しているかを監査指導する。

③ 型式検定対象機器等の買取試験(委託費)

輸入機械等を中心として市場に流通している型式検定の対象となる機械等を買取って試験を実施し、型式検定基準を満たしているかどうかを確認する。

④ 機能安全を活用した機械設備の安全対策の推進(委託費)

機械メーカー等が設計・製造時において、危険性・有害性等の調査(リスクアセスメント)、機能安全(新たに制御機能を付加することによる安全方策)を適切に実施できるよう、テキスト・マニュアルの作成等による指導援助を行う。

⑤ 老朽化した生産設備における安全対策の調査分析(委託費)

設置から30年以上を経過する高経年化設備の増加に伴う経年劣化による労働災害のリスクの低減という観点から、経年劣化の点検基準や手法の調査分析及び開発を行う。

(論点)

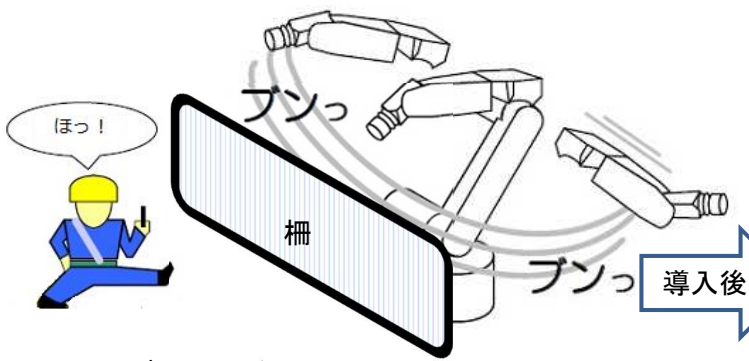
機械設備による労働災害件数など、アウトカムが明確に把握可能である一方、労働災害件数は、経済活動のトレンドによる生産量、労働者数の変化のほか、就業構造の変化によるアウトソーシングの進展、労働者の多様化や年齢構成の偏りといった様々な外的要因の影響を受けることから、労働災害防止対策の効果の測定にはそれら要因による影響を加味する必要があるのではないかと。

1. 機能安全を活用した機械設備の安全対策の推進事業

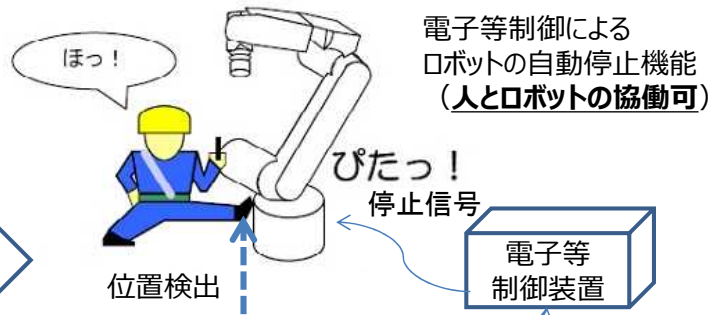
従来の規制
(物理的防護・資格者による点検等)

導入後

機能安全導入後の規制
(新たに制御の機能を付加することによる安全確保)
安全性を損なうことなく生産性の向上を実現



産業用ロボットの
周囲の柵等の設置
(人とロボットは協働不可)



電子等制御による
ロボットの自動停止機能
(人とロボットの協働可)

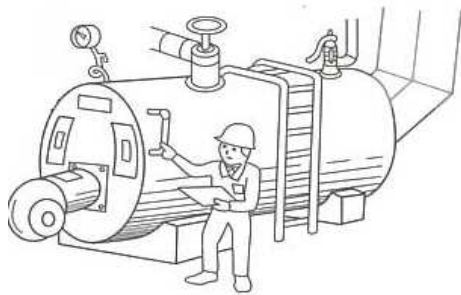
位置検出

位置
センサー

検出信号

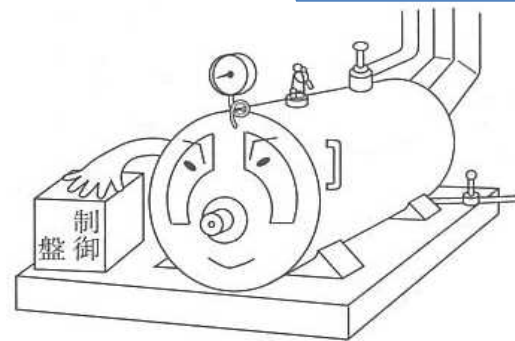
電子等
制御装置

電子等制御の信頼性の水準
(安全度水準)の認証が前提



信頼性の確認できない制御装置を装備したボイラーの
資格者による点検 (1日1回)

導入後



信頼性が認証された制御装置を装備したボイラーの点検頻度の
延長 (3日1回) による自動運転期間の延長 (3日間)

機能安全指針の概要

機能安全による機械等に係る安全確保に関する技術上の指針 (機能安全指針)

1. 背景と基本的考え方

- 近年、電気・電子技術やコンピュータ技術の進歩に伴い、これらの技術を活用することにより、機械、器具その他の設備 (= 機械等) に対して高度かつ信頼性の高い制御が可能となってきています。
- 本指針は、従来の機械式の安全装置等に加え新たに電子等制御 (電気・電子・プログラマブル電子制御) の機能を付加することにより、機械等による労働者へのリスクを低減するための措置 (機能安全) 及びその決定方法のために必要な基準を示すものです。

2. 機能安全に係る実施事項

① 要求安全機能の特定

製造者は、機械等による危険性又は有害性 (危険性等) を特定した上で、リスクを低減するために要求される電子等制御の機能 (要求安全機能) を特定

② 要求安全度水準の決定

製造者は、要求安全機能を実行する電子等制御のシステム (安全関連システム) に要求される信頼性の水準 (要求安全度水準) ※ を決定

③ 設計要求事項の決定とそれに基づく製造

製造者は、安全関連システムが要求安全度水準を満たすために求められる事項を決定し、それによって機械等を製造

※要求安全度水準：
必要があるときに安全機能が作動しない確率のことで、危険事象を生ずる安全関連システムの故障の確率 (危険側故障確率) で表される。

2. 型式検定対象機械等の買取試験事業

必要性

- 同一型式のうち一定のサンプルを抽出して検定を行っている防爆構造電気機械器具などの型式検定対象機械等については、製造段階の不具合等により、構造規格に適合しない製品が流通する可能性も否定できない
- 買取試験等により構造規格に適合しない機械等を発見し、それらの回収・改善を行う必要がある

経緯

- 平成26年に公布された安衛法改正法（平成26年法律第82号）に盛り込まれた外国立地検査検定機関制度において、安衛法の検査・検定機関として、外国の検査機関の登録を受けられることとした（平成27年6月1日施行）
- 外国立地検査・検定機関の参入により、輸入量の増大などにより、機械等の国内流通事情が大きく変化することが予想される
- 平成26年4月8日の参議院厚生労働委員会の法案審議の採決時の附帯決議として、外国検査検定機関の運用について「国内の検査検定機関による登録制度と同等の安全性が確保されるよう厳格に運用すること」とされた

施策概要

- 同一型式のうち一定のサンプルを抽出して検定を行っている防爆構造電気機械器具などの型式検定対象機械等について、輸入機械等を中心に市場に流通している機械等の買取試験を行う
- 買取を行った機械等について、国内の検査検定機関による登録制度と同等の安全性が確保されるよう構造規格に適合しない機械等を発見し、それらの回収・改善について評価した報告書を取りまとめる

有効性【期待される効果】

- 国内に流通する機械等の安全性の確保

買取試験対象機械の例

（防爆構造電気機械器具）

防爆照明器具



防爆デジタル関連機器



発電所・石油化学工場などで使用される電気機械器具は、可燃物質の漏洩などにより爆発事故を引き起こす恐れがあるため、検定により一定の防爆性能を有することが確認されたものを使用する必要がある。

14種類の型式検定機械器具等のうち、防爆機器は、

- ①輸入実績が多いこと
- ②国際的な検定機関が多数存在し、欧州の機関から具体的な新規登録要望がよせられていることから、優先的に買取試験の対象としたもの。

指定外国検査機関を除けば、外国立地検査・検定機関は防爆機器のみ（平成29年度までに3機関が新規登録）

3. 老朽化した生産設備における安全対策の調査分析事業

製造業における老朽化した設備が増加
（稼働後20年経過が3割、30年経過が1割）



経年劣化を原因とする死亡災害の増加のおそれ
（設備の腐食による墜落災害に限っても過去10年で11人）

経年劣化に対する点検基準や対応方法も確立しておらず、実態調査及び対策の検討



【災害事例①】

被災者30代 被災程度：死亡

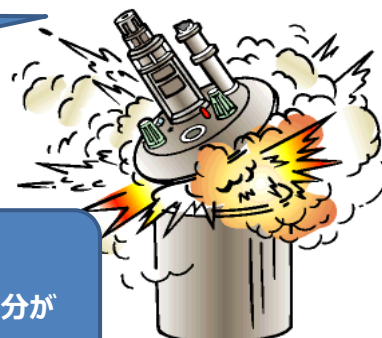
屋外に設置されている、天井クレーンの電気設備の保守を行っていた被災者が、クレーン運転室に入ろうとした際に、腐食により通路が傾き20メートル下の地面に墜落したものを。

いずれの災害も設備の老朽化が原因で発生した災害である！！

【災害事例②】

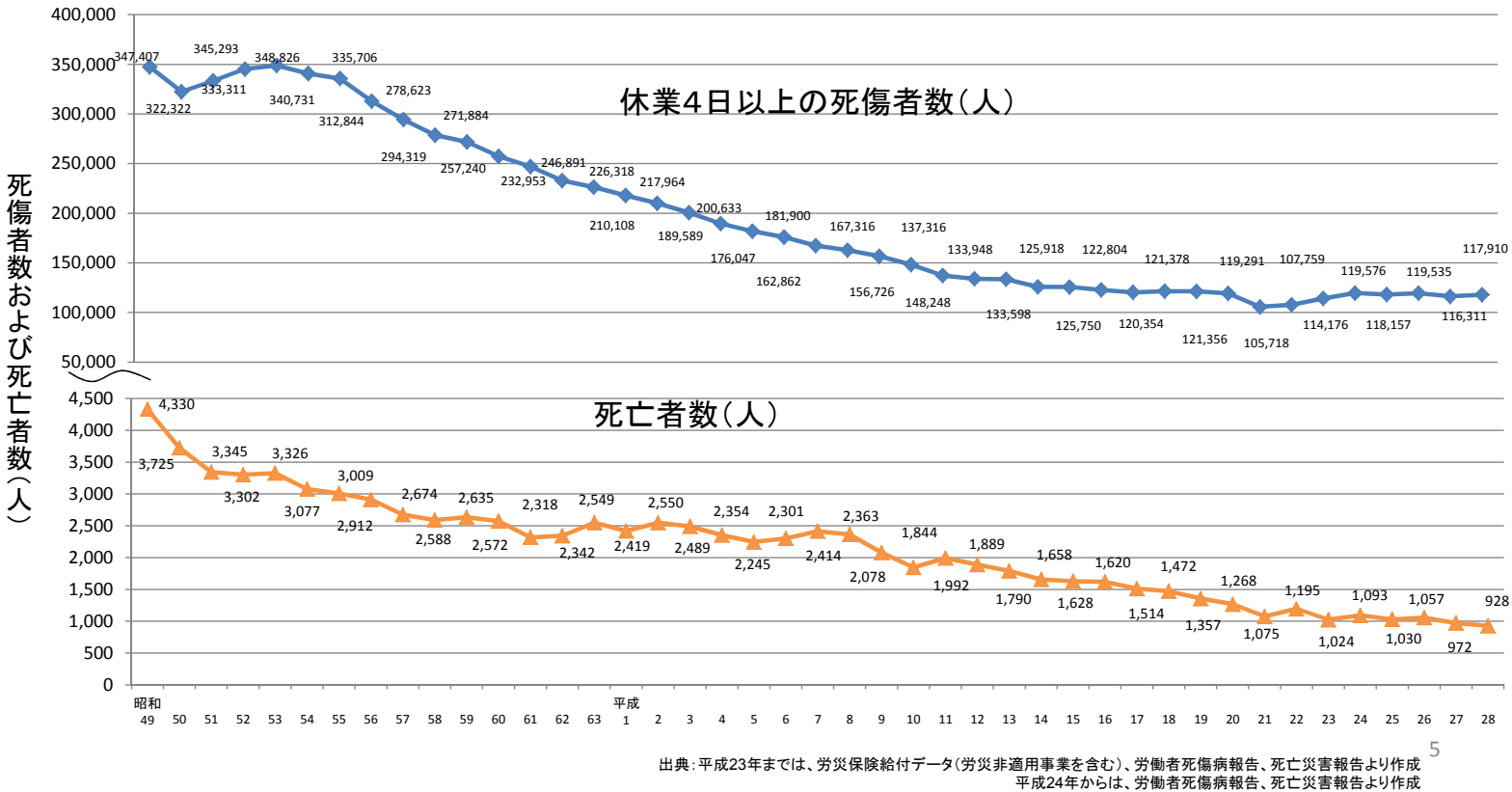
被災者なし

概要：汎用コンプレッサのレシーバタンクが経年劣化により胴部分が減肉し、圧力に耐えきれず銅板が裂けて破裂したものを。



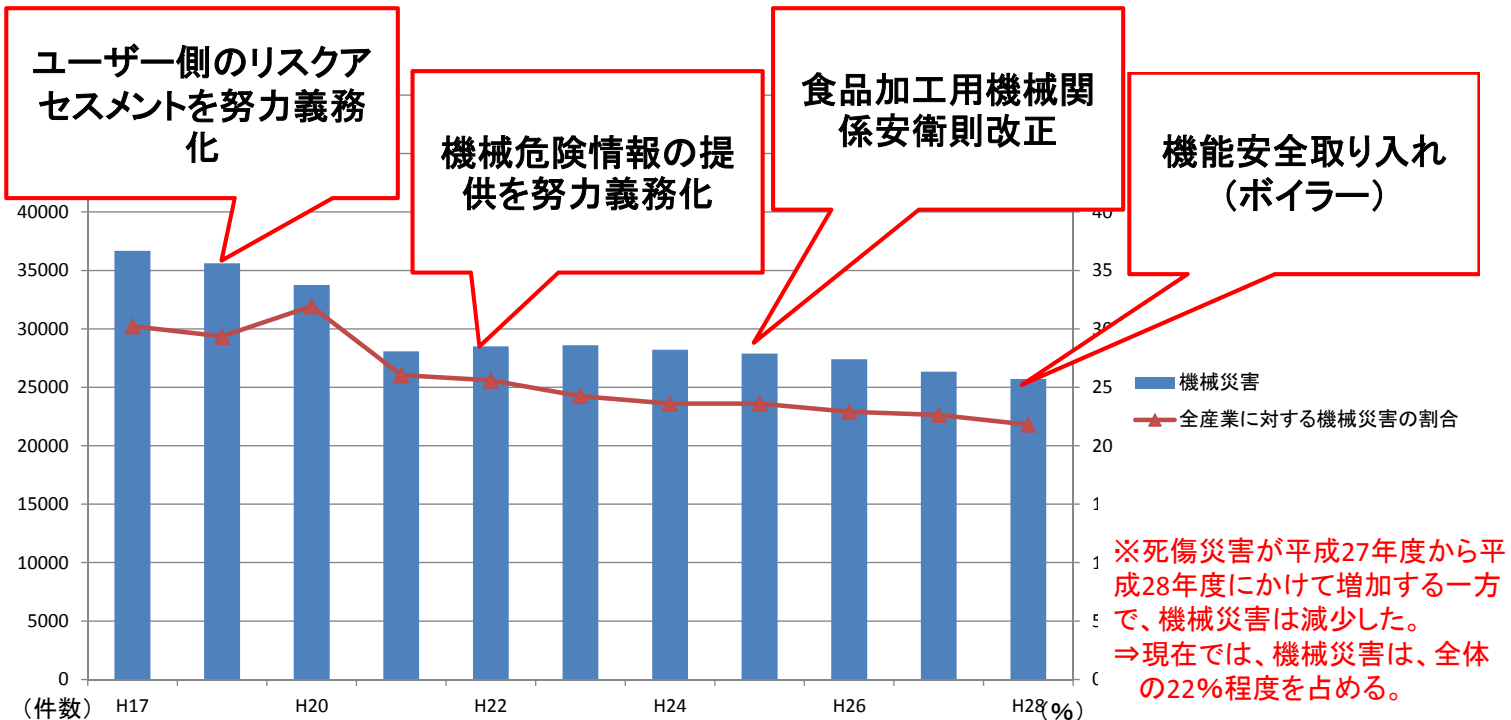
労働災害発生状況の推移

- ・ 死亡者数は、長期的には減少傾向にあり、平成27年に初めて1,000人を下回り、2年連続で過去最少となった。
- ・ 休業4日以上の死傷者数は、長期的には減少傾向にあるが、第三次産業の一部の業種で増加傾向が見られるなど、十分な減少傾向にあるとは言えない。



機械による労働災害発生状況(H17~28の推移)

全労働災害における約1/4が機械災害(ただし、ほぼ1/5程度にまで減少しつつある。)



機械災害の推移(休業4日以上の死傷災害)

機械災害：原動機、動力伝達機構、木材加工用機械、建設用機械、金属加工用機械、一般動力機械、動力クレーン等、動力運搬機を計上

資料出所：労働者死傷病報告

(インプット) (アクティビティ) (アウトプット) (短期アウトカム) (長期アウトカム)

